

充足論（被告製品の構成）検討表

本件発明の構成要件		被告製品の構成	
		原告の主張	被告の主張
A	先端先鋭状の正電極部となる金属針部を先端に有し、基端にグリップ部を形成した、伸縮自在の所定長さの竿体と、	a 先端先鋭状の正電極部となる金属針部（12）を先端に有し、基端側をグリップ部分（19）とした所定長さの竿体（11）と、	竿体（11）の先端部に取付け取り外し可能で先端先鋭状の正電極部となる金属針部（12）を突設したキャップ部と、約１メートルの長さの１本の塩化ビニル製パイプ（ＫＣビニルパイプ）からなる所定長さの竿体（11）と、
B	金属針部に接続した通電コードと、	b 金属針部（12）に接続した通電コード（13）と、	○
C	通電コードに接続したバッテリー部と、	c 通電コード（13）に接続したバッテリー（14）と、	○
D	バッテリー部からの直流電圧を昇圧するための電源昇圧部と、ＤＣ／ＡＣインバーターと、	d バッテリー（14）からの直流電圧を昇圧するための電源昇圧部（15）としての機能を有するＤＣ／ＡＣインバーターであるインバーター（16）と、	○
E	通電コードの中途に介設した電源スイッチ部とよりなり、	e 通電コード（13）の中途に介設した手元スイッチ（17）と、を備え、	○
F	しかも、バッテリー部と電源昇圧部とＤＣ／ＡＣインバーターはケースに収納して背負い状態に構成され、	f バッテリー（14）と電源昇圧部（15）を含むインバーター（16）はケース（18）に収納して背負い状態に構成され	（被告製品には、左記のような構成は存しない。）
G	電源スイッチ部は、金属針部とＤＣ／ＡＣインバーターを繋ぐ通電コードに対して並列に延びる通電コードによって、ＤＣ／ＡＣインバーターに接続されており、	g 手元スイッチ（17）は、金属針部（12）とインバーター（16）を繋ぐ通電コード（13）によって、インバーター（16）に接続されており、	手元スイッチ（17）は、金属針部（12）とインバーター（16）を繋ぐ通電コード（13）の途中に直列にインバーター（16）に接続されており、
H	野生動物を屠殺する場合には、作業者は一方の手で竿体のグリップ部を把持し、他方の手で電源スイッチ部を把持し、野生動物を収納する金属製網体を土中の接地電極と同電位にし、作業者は一方の手で野生動物に竿体の金属針部を突き刺し、他方の手で把持した電源スイッチ部のスイッチボタンを押すと、ＤＣ／ＡＣインバーターから通電コード、金属針部、野生動物、金属製網体及び土中の順に電流が流れる閉回路を形成することにより野生動物を屠殺するように構成した	h 野生動物（Ｙ）を屠殺する場合には、作業者（Ａ）は一方の手で竿体（11）のグリップ部分（19）を把持し、他方の手で手元スイッチ（17）を把持し、野生動物（Ｙ）を収納する金属製網体（32）を土中の接地電極と同電位にし、作業者（Ａ）は一方の手で野生動物（Ｙ）に竿体（11）の金属針部（12）を突き刺し、他方の手で把持した手元スイッチ（17）を「入」操作すると、インバーター（16）から通電コード（13）、金属針部（12）、野生動物（Ｙ）、金属製網体（32）及び土中の順に電流が流れる閉回路を形成することにより野生動物（Ｙ）を屠殺するように構成した、	野生動物（Ｙ）を気絶させる場合には、作業者（Ａ）は、最初に金属製網体（32）にクリップ（22）を取り付け、その後インバーター（16）と手元スイッチ（17）を「入」にし、一方の手で竿体（11）の基端側部を把持し、野生動物（Ｙ）に竿体（11）の金属針部（12）を突き刺し、インバーター（16）から通電コード（13）、金属針部（12）、野生動物（Ｙ）、金属製網体（32）の順に電流が流れる閉回路を形成することにより野生動物（Ｙ）を気絶するように構成した
I	ことを特徴とする野生動物屠殺用具。	i 野生動物屠殺用具。	ことを特徴とする野生動物気絶用具である。

充足性に争いのある構成要件		充足性に争いがある文言	文言侵害に関する主張	
			原告の主張	被告の主張
A	先端先鋭状の正電極部となる金属針部を先端に有し、基端にグリップ部を形成した、伸縮自在の所定長さの竿体と、	先端先鋭状の正電極部となる金属針部を先端に有し、基端にグリップ部を形成した	一本のパイプと取り外し可能な金属針部が固定されたキャップを含む構成が「竿体」に該当し、被告製品の構成は、「金属針部を先端に有する」に包含される。 また、本件発明では、グリップ部の構成は特定されておらず、絶縁性被覆が設けられていなければならないと限定解釈をする必要はない。	竿体と金属針部は一体ではなく、竿体と金属針部が固定されたキャップの 2 つの部品を組み合わせたものであるから、竿体の先端部に金属針部を有する構成を備えていない。 塩化ビニル製のパイプは、素材自体が絶縁性を有していることから、絶縁被覆のためのグリップ部がない。
		伸縮自在の所定長さの竿体	本件発明に係る「竿体」について「伸縮自在」の要件とは、竿体の把持位置の変化にともない変化する竿体の機能部分の長さの変化（把持位置から先方の竿体部分の長さの変化）と同意義とみることができる。	被告製品は伸縮自在の構成を備えていない。
F	しかも、バッテリー部と電源昇圧部とDC／ACインバーターはケースに収納して背負い状態に構成され、	バッテリー部と電源昇圧部とDC／ACインバーターはケースに収納して背負い状態に構成され、	被告製品もバッテリーとインバーターをケース中に収納して構成されており、ケースを使用時に背負い状態とするかは現場の作業性の問題にすぎない。したがって、被告製品も背負い可能な構成であることから、ケースに収納して背負い状態に構成されているといえる。	被告製品にケースは存在せず、バッテリーとインバーターをケースに収納して背負い状態にすることを前提としていない。また、被告製品はすでに野生動物が捕獲された檻のすぐそばに到着してから組み立てるものであり、バッテリーやインバーターを背負う必要がなく、地面に置いたり、手提げにしたりしても使用可能である。
G	電源スイッチ部は、金属針部とDC／ACインバーターを繋ぐ通電コードに対して並列に延びる通電コードによって、DC／ACインバーターに接続されており、	並列に	電気的な接続形態は、基本的に直列か並列かしかなく、その形態に大きな差異はない。本件発明における金属針部とインバーターをつなぐ通電コードに対して並列に伸びる通電コードとは、一端側を金属針部に接続された通電コードの一部をなすものである。 そうすると、通電コードによるインバーターに対する電源スイッチ部の接続態様は、金属針部とインバーターを含む電気回路上に設けられた電源スイッチ部の特定をする際に、技術上の差異を生じさせない。	手元スイッチ（17）は、金属針部（12）とインバーター（16）を繋ぐ通電コード（13）の途中に直列にインバーター（16）に接続されている。電源コード（13）では接続されていない。 また、出願経緯を見ても、「並列」について、電気回路上の並列であるか、物理的な並列かを特定するように指摘された上で、電源スイッチ部が、金属針部とインバーターをつなぐ通電コードに対して並列に伸びる通電コードによってインバーターに接続しているという物の並列であることを明確化するように補正を示唆されている。 そうすると、本件発明における「並列」は、物理的な並列構造と解すべきであるが、その場合、左右の手に竿体とスイッチをそれぞれ把持しながら操作することが困難となり、本件発明で実現しようとする安全性・確実性という機能を果たし得ない。
H	野生動物を屠殺する場合には、作業者は一方の手で竿体のグリップ部を把持し、他方の手で電源スイッチ部を把持し、 野生動物を収納する金属製網体を土中の接地電極と同電位にし、 作業者は一方の手で野生動物に竿体の金属針部を突き刺し、他方の手で把持した電源スイッチ部のスイッチボタンを押すと、DC／ACインバーターから通電コード、金属針部、野生動物、金属製網体及び土中の順に電流が流れる閉回路を形成することにより野生動物を屠殺するように構成した	作業者は一方の手で竿体のグリップ部を把持し、他方の手で電源スイッチ部を把持し	本件発明は、操作対象の構成を竿体及び電気スイッチ部の二つとしており、被告製品も、同様である。 操作対象の構成が共通である以上、被告製品でも、一方の手で竿体を把持して、他方の手で手元スイッチの操作を行うことは可能である。	本件発明は、一方の手でグリップ部を把持し、他方の手で電源スイッチ部を把持した上で、一方の手で野生動物に竿体の金属針部を突き刺し、他方の手で把持した電源スイッチボタンを押すという経時的な構成要件からなるが、被告製品は、最初に電源スイッチを操作したうえで、これを手放して竿体を野生動物に突き刺す構成となっている。また、約 1 m の長さの竿体に対し、後端部から約 1 1． 5 c m の距離で手元スイッチが物理的に直列に配置されることから、一方の手で竿体のグリップ部分を把持し、他方の手で手元スイッチを把持することは困難であり、まして、両手に把持したうえで野生動物に金属針部を突き刺すことは困難である。
		野生動物を収納する金属製網体を土中の接地電極と同電位にし、 作業者は一方の手で野生動物に竿体の金属針部を突き刺し、他方の手で把持した電源スイッチ部のスイッチボタンを押すと、DC／ACインバーターから通電コード、金属針部、野生動物、金属製網体及び土中の順に電流が流れる閉回路を形成することにより	被告製品においても、金属製網体を土中の接地電極と同電位にすることが可能であり、土中を流れる閉回路を形成できる。	被告製品の閉回路はインバータ（16）、金属針部（12）、野生動物（Y）、金属製網体（32）、クリップ（22）、インバータ（16）であり、地面を介さない。そもそも被告製品は、土中の接地電極を備えておらず、金属製網体を土中の接地電極と同電位とすることは不可能である。
I	ことを特徴とする野生動物屠殺用具。	野生動物屠殺用具	被告製品は、野生動物を気絶させるためのものであり、屠殺に足りるものではない。	被告製品においても、野生動物を絶命させることは可能である。

(別紙5)		
充足論（均等侵害）検討表		
要件	原告の主張	被告の主張
第1要件 (非本質的部分)	1 本件発明は、簡単でかつ確実に野生動物の息の根を止める必要があったという課題を解決しようとするものである。そのため、本件発明は、携行可能な構成をしており、野生動物等が生息している場所まで持ち運び、その捕獲場で屠殺することができる。さらに、ケースに収納して背負い状態に構成したことで、屠殺時に竿体を突き刺すことに集中することができるようになる。 2 そうすると、本件特許の本質的部分は、先端先鋭状の正電極部となる金属針部、金属針部に接続した通電コード、通電コードに接続したバッテリー部、バッテリー部からの直流電圧を昇圧するための電源昇圧部、DC／ACインバーター、通電コードの中途に介設した電源スイッチ部の各部分とが相俟った、従来技術には見られない構成で、他方の手で電源スイッチ部を把持し、野生動物等を収納する金属製網体を土中の接地電極と同電位にし、作業者は一方の手で野生動物等に竿体の金属針部を突き刺し、他方の手で把持した電源スイッチ部のスイッチボタンを押すと、電源スイッチ部に接続したDC／ACインバーターから通電コード、金属針部、野生動物等、金属製網体及び土中の順に電流が流れる閉回路を形成するという、簡単な装置構成により大電流を流し、動物の心拍を急速に停止して屠殺することができ、したがって、猟師等が野生動物等を捕獲場所において簡単かつ確実に屠殺することを可能とした点にある。 3 以上のような本質的部分を踏まえると、竿体が伸縮自在となっていない被告製品でも、猟師等が捕獲場所で野生動物等を簡単かつ確実に屠殺することができることには変わりがなく、解決原理を異にしない。 よって、所定長さの竿体が伸縮自在になっているか否かは非本質的な事項でしかない。	1 本件発明において解決されるべき課題は、薬剤や麻酔ガス等による従来技術では、野生動物を仕留め損なう危険性があったことから、野生動物を現地において簡単かつ確実に仕留めることにあったものといえる。一方、本件特許出願時には、携帯可能な電気スタナーによって罠に入った野生動物に現地で電気を流して簡単かつ確実に殺処分をすることができることを示唆する文献があったことから、本件発明の「簡単でかつ確実に野生動物の息の根を止める」という課題が未解決の課題であったとはいえない。 よって、本件特許は、未解決とはいえない課題に対する解決方法の一つを提示するものにすぎず、従来技術と比較した貢献の程度は小さい。 2 以上のとおり、本件特許発明における本質的部分とは、本件特許発明の特許請求の範囲の記載とほぼ同義であり、原告が指摘するような部分のみが本質的部分に当たるものではない。
第2要件 (置換可能性)	本件発明に係る竿体を被告製品のように伸縮自在となっていない構成に置き換えても、本件発明の目的を達成することができるので、同一の作用効果を奏する。	争う。
第3要件 (置換容易性)	本件発明に係る竿体を伸縮自在になっっていない構成に置き換えることは、当業者であれば侵害時に容易に想致し得る。	争う。
第4要件 (容易推考性)	本件特許の出願時において、携行可能な野生動物屠殺用具という公知技術はなく、当業者が公知技術から容易に想到できるというものでもない。	争う。
第5要件 (意識的除外等)	本件特許の特許出願手続において、出願人が、被告製品の特許請求の範囲から意識的に除外したなどの特段の事情はない。	原告は、本件特許出願に際し、出願当時の特許請求の範囲から、拒絶査定を回避するため、竿体が伸縮自在になっっていない構成から伸縮自在の構成へ補正減縮し、電源スイッチ部と金属針部及びDC／ACインバーターをつなぐ通電コードを物理的に並行に接続することに限定し、左右それぞれの手で把持して突き刺してから電源を操作することに限定し、野生動物を収納する金属製網体を土中の接地電極と同電位にする構成を追加して進歩性を基礎づけた。 以上のような出願経緯に鑑みれば、原告は、被告製品の特許請求の範囲から意識的に除外していた。

自由技術の抗弁検討表

	主公知技術の構成	
	被告の主張	原告の主張
(a)	竿体の先端部に取付け取り外し可能で先端先鋭状の正電極部となるステンレス製先端部を突設したボルト固定部と、約 7 0 ～ 8 0 センチメートルの長さの 1 本の絶縁性素材性パイプからなる所定長さの竿体と	先端先鋭状の正電極部となるステンレス製先端部を先端に有し、基端側をグリップ部分とした所定長さの竿体と、
(b)	ステンレス製先端部に接続した通電コードと、	争わない。
(c)	通電コードに接続したバッテリーと、	争わない。
(d)	バッテリーからの直流電圧を昇圧するための電源昇圧部としての機能を有する D C ／ A C インバーターであるインバーターと、	争わない。
(e)、(f)、(g)		
(h)	猪を気絶させる場合には、作業者は、最初に金属製網体にクリップを取り付け、その後インバーターを「入」にし、一方の手で竿体の基端側部を把持し、猪の肌に竿体のステンレス製先端部を当て、インバーターから通電コード、ステンレス製先端部、猪、金属製網体の順に電流が流れる閉回路を形成することにより猪を気絶するように構成した	猪を動けなくする場合には、作業者は一方の手で竿体のグリップ部分を把持し、作業者は猪に竿体のステンレス製先端部を当て、インバーターから通電コード、ステンレス製先端部、猪、及び金属製網体の順に電流が流れる閉回路を形成して電気ショックにより猪を動けなくするように構成されている
(i)	ことを特徴とする猪気絶用具。	電気ショッカー。

被告製品と 主公知技術 の一致点	被告の主張	原告の主張
	(被告製品の構成は、別紙 4 － 1 「充足論（被告製品の構成）検討表」の「被告の主張」欄のとおり)	(被告製品の構成は、別紙 4 － 1 「充足論（被告製品の構成）検討表」の「原告の主張」欄のとおり)
	被告製品の構成 b ないし d 及び i と、主公知技術の構成 (b) ないし (d) 及び (i) が、それぞれ一致する。	争わない。
	主公知技術の構成 (a) は、竿体の先端部に取付け取り外し可能で先端先鋭状の正電極部となるステンレス製先端部が突設されており、1 本の絶縁性素材製パイプからなる所定長さの竿体である点で、被告製品の構成 a と一致する。	
	主公知技術の構成 (h) は、野生動物の一種である猪を気絶させる場合には、作業者は、最初に金属製網体にクリップを取り付け、その後一方の手で竿体の基端側部を把持し、野生動物に竿体のステンレス製先端部を突き刺し、インバーターから通電コード、金属針部、野生動物、金属製網体の順に電流が流れる閉回路を形成することにより野生動物を気絶するように構成する点で、被告製品の構成 h と一致する。	

(別紙 7)		
自由技術の抗弁検討表		
被告製品と主公知技術の相違点	被告の主張	原告の主張
	【相違点 1】被告製品では、先端部に野生動物に突き刺す金属針部が形成されているが、主公知技術では、先端先鋭上ではあるが針であるとまではいえない。	
	【相違点 2】被告製品は竿体の先端部に取り外し取り付け可能なキャップ部を備えるが、主公知技術では、竿体のパイプの内側に挿通されてボルト固定されることで取り付け取り外し可能なボルト固定部を備えているのみで、キャップ部を備えているとはいえない。	
	【相違点 3】被告製品は、竿体が約 1 メートルの所定長さの塩化ビニル性パイプであるが、主公知技術では、絶縁性素材ではあるが塩化ビニルであるかは不明の約 7 0 ～ 8 0 センチメートルの所定長さの竿体である。	
	【相違点 4】被告製品では通電コードの中途に介設した手元スイッチ部を備えるのに対して、主公知技術では通電コードの中途にスイッチが設けられているのか否か不明である。	
	【相違点 5】被告製品では野生動物を気絶させる場合に手元スイッチを「入」にするのに対して、主公知技術では猪を気絶させる場合に手元スイッチを「入」にするのか不明であり手元スイッチが設けられていない場合には直接インバーターの電源を「入」にすることで閉回路内に電流を流す。	
	【相違点 6】被告製品では、野生動物を気絶させる場合に、野生動物に竿体の金属針部を突き刺すのに対して、主公知技術では、猪を気絶させる場合にステンレス製の先端部を猪に当てる、つまり突き刺すことは必ずしも明示されていない。	
相違点についての検討	被告の主張	原告の主張
	【相違点 1】及び【相違点 6】について 主公知技術は、捕獲檻に入った猪にとどめを刺すために猪を動けなくするためのものであり、そのために、金属電極の先端部と野生動物との間で導通を確保する必要がある。ここで、野生動物のように体毛に覆われている動物に接触させるためには、先端を尖らせることで、肌表面に先端を接触させることが有効であるが、そのような方法は、本件特許出願当時にすでに周知となっていた。主公知技術は、確実に気絶させることよりも、容易に作成できることに主眼が置かれているものであるから、屠殺効率を高めるための手段である先端部が針状であるかが明らかではないことや、突き刺すことまで明示されていないからといって、そのような差異は、課題解決のための具体化手段における微差でしかない。	【相違点 1】及び【相違点 6】について 主公知技術において、先を尖らせたステンレス製の先端部は、あくまで、猪とステンレス製の先端部との間の導通を確保するため、体毛で覆われた猪の肌にステンレス製の先端部が直接当たるようにするための構成である。これに対し、被告製品が竿体（11）の先端に有する金属針部（12）は、竿体（11）を野生動物（Y）に突き刺すための構成であり、主公知技術とは技術的意図を異にするものである。すなわち、主公知技術のステンレス製の先端部は、猪に対して当てることを意図したものであるため、猪が暴れたり先端部を当てる場所が不適切であったりすると、ステンレス製の先端部が猪においてずれてしまい、通電状態の確保が難しいと考えられる。この点、被告製品の金属針部（12）によれば、金属針部（12）を野生動物（Y）に突き刺すことにより、野生動物（Y）において金属針部（12）がずれることがなく、野生動物（Y）と金属針部（12）との通電状態を確保することができ、閉回路を保持することができるという作用効果が得られる。以上より、これらの相違点は、技術的に明確な相違点である。
	【相違点 2】について 竿体を備えその先端に金属製の先端部が設けられる電気ショッカーにおいて、竿体の一端において金属製先端部を竿体に固定するとともにパイプ状の竿体内部を挿通される通電コードと電気的に接続する必要がある、このような構造を容易に作製することは一般的な技術的課題である。主公知技術において先端部に「ボルト固定部」を設けているのも竿体に金属製先端部の取り付けを容易にする点にあると解されるが、長尺の竿状・棒状の先端部をキャップ状の部材で覆うことは周知技術（乙 3 2 の 1 ～ 5）であるし、口径の狭いパイプ状の竿体に対してパイプ内部に通電コードを通しつつ先端に通電コードと接続した部品を取り付ける方法として、被告製品のようにボルト固定部に代えてキャップ部を設けてキャップ部に金属製の先端部を取り付けキャップ部を竿体の先端に取り付ける構造としても、金属製先端部の固定及び通電コードとの電気的接続の実現という構造の作製容易性に有意な差はなく、新たな効果を奏するものではないから、相違点 2 は、課題解決のための具体化手段における微差にすぎない。	【相違点 2】について 「キャップ部」の有無は、被告製品の構成（1）と主公知技術の構成（A）の一致・相違に影響しない。つまり、「キャップ部」の有無は、本件特許発明の技術的特徴に関する被告製品の構成とは無関係である。
	【相違点 3】について 竿体を備え、その先端に金属製の先端部が設けられる電気ショッカーにおいて、使用者が把持する部分となる竿体と電極である金属製先端部との間の電気的絶縁を確実にすることは使用者の感電防止の観点から一般的な技術的課題である。主公知技術において竿体の材質として絶縁性素材を採用している理由もこの点にあると解されるところ、竿体に用いる素材として絶縁性の素材を用いたパイプ状の竿体であれば良いのであるから、同じく絶縁性素材である塩化ビニル製パイプ（KC ビニルパイプ）（乙 6）を包含しているものであって被告製品との相違点とならない。また、竿体の長さについても被告製品が約 1 メートルに対して主公知技術では約 7 0 ～ 8 0 センチメートルと異なるが、主公知技術は金属製網体に捕獲した野生動物に対して使用者が金属製網体の外から中に差し込んで使用するものであり、被告製品も使用方法は同一であるところ、竿体の長さの差が 2 0 ～ 3 0 センチメートル程度の差というのは金属製網体の外にいる使用者と金属製網体との距離がその程度縮まる、つまり使用者と金属製網体との距離がわずかに変わる程度の差でしかなく、有意な差が発生するとは到底考えられないから、主公知技術は被告製品の竿体の長さである約 1 メートルの長さについても包含しているものであって被告製品との相違点とならず、実質同一性を認める基準となる微差の点は問題とならない。したがって、被告製品と主公知技術との間の相違点 3 は相違点といえない。	【相違点 3】について 所定長さの竿体を有する点で被告製品と主公知技術は共通しており、竿体の長さや具体的な素材は、本件特許発明の技術的特徴に関する被告製品の構成とは無関係である。
	【相違点 4】及び【相違点 5】について 相違点 4 及び相違点 5 は、主公知技術に存在するか否かが不明である手元スイッチが被告製品に付加されたというものであるが、これは、回路上に開閉スイッチを設けて回路の開閉を操作すぐ技術という電気機器における周知技術を付加したにすぎず、これによって新たな効果を奏するものではないから、これらの相違点は、課題解決のための具体化手段における微差にすぎない。	【相違点 4】及び【相違点 5】について 被告製品では、作業者は、バッテリー（14）及びインバーター（16）を身に付けた状態で、手元スイッチ（17）の入り切り操作、つまり通電状態のオン・オフの切換え操作を行うことができるのに対し、主公知技術では、作業者は、通電状態のオン・オフの切換えに際し、地面等に置かれているインバーターのスイッチを直接操作することになる。したがって、被告製品によれば、作業者は、非常時等においても咄嗟に電源をオフすることができ、安全性を確保することができる。以上に、通電コードによって動きが阻害されることがないので、良好な作業性を得ることができる。以上より、相違点 4 及び相違点 5 は技術的に明確な相違点である。